

<b>職員組合交渉概要</b>	
<b>交渉日時</b>	令和2年10月2日（金）13:00～13:30
<b>提案概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度の見直しについて</li> <li>・人事評価制度見直しに伴う給与制度改正について</li> </ul>
<b>労使の別</b>	<b>主張の要旨</b>
市	<p>今般協議させていただく給与制度改正については、職員への周知期間を考慮すると、11月議会で条例提案を行う必要があるため、書面等による早期妥結にご協力いただきたい。</p> <p>1. 人事評価制度見直しの説明  現在、人事評価制度を用いて職員の能力や業績を評価し、昇給等への処遇反映を行っている。  しかし、昇給日である4月1日に処遇反映するには1月に業績評価を行う必要があること等、人事評価制度を見直す必要がある。  具体的には、評価終了後3ヶ月間の処遇反映期間を設けることで、より適正な評価を行い、職員の意欲向上に繋がられる人事評価制度にしたいと考えている。</p> <p>2. 人事評価制度見直しに伴う給与制度改正の説明  <b>【昇給日の変更】</b>  より適正な人事評価を行うために評価終了日の3ヶ月後を昇給日としたいと考えている。これに伴い、昇給日は現在の4月1日から7月1日に変更したい。  <b>【管理職職員の昇給加算措置の廃止】</b>  現在、55歳以上の6～7級の職員においては、標準成績でも1号給昇給する経過措置をとっているが、これを廃止したいと考えている。  この見直しにより、メリハリのある処遇反映を目指す。  <b>【勤勉手当の成績率区分配分による意欲向上】</b>  より適正な人事評価を行うことにより、処遇反映を手厚くしたいと考えている。  具体的には、勤勉手当における成績率区分の区分3（良好）の割合を減らし、区分1（極めて良好）・区分2（特に良好）の割合を増加させる。また、増加率は特に若年層に配慮したものとする予定。</p>
組合	<p>処遇反映期間に3ヶ月を要する根拠を説明してほしい。また、被評価者から修正要求があった場合のみ修正可否を判断するという制度設計では、「きめ細やかな評価」を達成できるとは考えられない。職員に対し、必要に応じ評価の修正を求めるよう周知するよう求める。</p>
市	<p>評価の集計に1月、処遇反映事務に2月要すると推測している。  職員への周知については、イントラネット等を利用し努める。</p>

組合	成績率区分1及び2に配置される職員の割合が拡大されるとの提案だが、組合としては結果を確認することができない。国もこれを開示しているのであるから、実績値の開示を約束していただきたい。
市	非公表を前提として組合には開示したい。
組合	成績率区分が現行で区分1及び2に配置されている職員は上位区分の配置割合拡大によるメリットを享受できない。 成績率上位区分の職員が一律メリットを受けられるよう、成績区分1及び2における勤勉手当加算率を現行の120%、110%からさらに加算するよう要求する
市	了解した。
組合	人事評価制度の改正に伴う給与条例改正には一定の理解を示すが、県人勸マイナス勧告が想定される中、昇給日の3ヶ月後ろ倒しによる影響は大きいものとする。 改正給与条例の施行日を1年後とし、人事評価制度改正の趣旨を職員に丁寧に周知するよう要求する。
市	来年度の経済状況が把握できない中で、現状の経済状況を理由に施行日を1年伸ばすことは考えていない。 また、今回の人事評価制度の見直しは制度の趣旨そのものは何ら変更しているものではなく、11月議会の議決後に施行したとしても職員への周知期間は半年以上あり、丁寧な周知は行えるものとする。
組合	人事評価制度の見直しにより、その結果を成績率区分に位置付けることにより夏の賞与へ反映させることは一定の評価をする。しかし、夏の賞与への反映が可能であるのだから、昇給日はいたずらに遅らせず、6月1日とするよう要求する。
市	これまでも処遇反映事務には2ヶ月を要している。今般の人事評価結果の反映方法の見直しにより、評価の集計は5月1日前後と推測しており、昇給日はこれまでと同様に2ヶ月後の7月1日が妥当と考えている。
組合	給与制度改正の趣旨や内容については理解した。 後日、職場委員会に諮り、速やかに回答する。
市	最後に、例年8月に公表される人事院勧告（国）がまだでておりません。勧告では期末勤勉手当の減額が見込まれ、その場合12月1日までに条例改正を行う必要があり非常にタイトなスケジュールとなっている。 そこで、例年どおり、人事院勧告が公表された時点で組合交渉を行い、千葉県人事委員会勧告が同一内容だった場合は即時の妥結をお願いします。また、スケジュールの都合上、組合交渉についても、書面により行うことについてご協力をお願いします。
組合	書面による早期妥結が可能であるか、職場委員会に諮り、その上で後日回答する。